

基準 9 消火器具の設置及び維持に関する基準

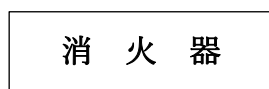
法令等に定める技術上の基準によるほか、次の各項に定めるところによるものとする。

- 1 設置場所は、次の各号によること。
 - (1) 廊下又は通路部分で避難上支障のない位置に設けること。
 - (2) 室内に設置する場合は、出入口付近に設置すること。

- 2 次の各号に掲げる場所に設置する消火器は、適当な防護措置を講じること。
 - (1) 容器又はその他の部分が腐食するおそれのある場所
 - (2) 消火器に表示された使用温度範囲外となる場所

- 3 消火器の設置場所は、令第10条第1項及び第2項並びに規則第6条第6項及び第9条第1号から第3号までの規定によるほか、次によること。
 - (1) 令別表第1(3)項に掲げる防火対象物では、飲食物の調理を目的として、法第9条に規定する火を使用する設備又は器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備又は器具が設けられた付近に設置すること。
 - (2) 令第10条第2項第2号に規定する「通行又は避難に支障がなく、かつ、使用に際して容易に持ち出すことができる」とは、通常の通行の際に消火器を足に引っ掛けて転倒させたり、又は避難の際に邪魔になるようなことがなく人の目に触れやすい通路の端又は壁面に設置することをいう。
 - (3) 規則第9条第1項第1号に規定する「床面からの高さが1.5m以下の箇所」とは、消火器全体が床面からの高さを1.5m以下に設置することをいう。
 - (4) 規則第6条第6項に規定する「防火対象物の各部分」には、床面積に算出されない部分は含まない。
 - (5) 規則第6条第6項に規定する「歩行距離が20m以下」とは、通常の歩行可能な経路を基にした距離をいう。机、椅子、什器その他歩行に障害となる物件（床に固定されたもの、又は容易に移動することができないもの）がある場合は、当該歩行に障害となる物件を避け、実際に歩行が可能な部分の導線により測定する。

- 4 規則第9条第1項第4号に規定する標識等は、次によること。
 - (1) 「見やすい位置」とは、多くの人の目につく位置とする。
 - (2) 「消火器」等の標識は、次によること。



大きさ：短辺・・・80mm以上
 長辺・・・240mm以上
 色：地・・・赤
 文字・・・白

※消火器等とは、消火器、消火バケツ、消火水槽、消火砂又は消火ひる石のことをいう。